

中小企業**最低賃金**引上げ支援対策費補助金

業務改善助成金 のご案内

中小企業事業主のみなさん。

小規模事業者への助成率が
引き上げられました。

平成26年4月1日以降の申請から適用になります。

国が応援してくれるのですね。
これなら安心、心強いわ!

設備投資、研修費用、
コンサルタントの経費にも
利用できるんだ。
これはいいなあ!



厚生労働省

詳しくは
裏面を
ご覧下さい。

支給手続き

支給の要件

賃金引上計画

事業所内で最も低い時間給を、40円以上引き上げる計画を作成し、計画を実施すること。

業務改善計画

業務改善(賃金制度の整備、就業規則の作成・改正、労働能率の増進に資する設備・機器の導入、研修など)についての計画を作成し、実施すること。

(例)小売り店舗の事業場において、POSシステムレジシステムの導入により、商品の在庫状況、棚卸し作業や売上げ状況の分析に必要となる時間が20%程度短縮することができ、労働能率の増進を図った。

助成金対象地域 44道府県

道府県名	北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木
	群馬	埼玉	千葉	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野
	岐阜	静岡	愛知	三重	滋賀	京都	兵庫	奈良	和歌山
	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知
	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	

赤字は、平成26年2月6日に新たに対象とした地域。

支給額

上記業務改善経費の2分の1(小規模事業者()は、4分の3)

企業規模30人以下の事業場となりますので、詳細は、下記にお問い合わせください。

お問い合わせ・申請先

お問い合わせ先

長崎県最低賃金総合相談支援センター

長崎県社会保険労務士会内

〒850-0027

長崎市桶屋町50-1 杉本ビル3階B

095-(821)4454

お問い合わせ・申請先

長崎労働局労働基準部賃金室

〒850-0033 長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル6階

095-(801)0033